

別記1 登録基準

○素材生産を行う林業経営体の基準 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)

○造林保育を行う林業経営体の基準 (3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)

※1：当該基準は、法第36条第2項および法第44条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する滋賀県の基準とする。

※2：令和8年8月5日より前に、意欲と能力のある林業経営体として登録されている林業経営体（第36条事業者）は、令和元年6月19日時点の登録基準を満たしていれば、次回登録更新時まで、第36条事業者としての登録を継続できるものとする。ただし、当該林業経営体が次回登録更新時までに、第44条事業者としての登録を希望する場合、令和8年8月5日以降の登録基準を満たす必要がある。

項目	基準	基準の補足説明	適用	
			生産	造林
(1) 生産量の増加または生産性の向上、経営管理の対象となる森林の確保（ア、イのいずれかに該当していること）			○	
ア 生産量の増加または生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、または生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量または生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。	「一定の割合」については、5年間で約2割または3年間で約1割とする。 「一定の水準」とは、生産量は5,000m3/年、生産性は間伐 8m3/人日、主伐 11m3/人日とする。		
イ 経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他の長期間経営管理し得る権利を取得している森林）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 経営管理の対象となる森林の面積が一定の水準以上ある場合は、それ以上の目標を有していること。	「一定の割合」については、5年間で約2割または3年間で約1割を目安とする。 「一定の水準」については、30ha を目安とする。		
(2) 生産管理または流通合理化等	以下のいずれかを満たしていること。 ①作業日誌の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。 ②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。 ③認定森林経営プランナーが在籍している。		○	

(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。		○	○
(4)主伐後の再生林の確保	以下のすべてを満たしている、もしくは登録後1年以内に満たしていること。 ①主伐および主伐後の再生林を一体的に実施する体制を有すること。 ②主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再生林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再生林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再生林を基本とする（ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再生林を行う必要がある。）	○	○
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかを満たしている、もしくは登録後1年以内に満たしていること。 ①素材生産または造林・保育に関し3年以上の事業実績を有すること。 ②所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ③林業技能士（1級または2級）が在籍していること。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年間」は連続していることを要さない。 「3年間」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。	○	○
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。 行動規範やガイドライン等が	○	○

		遵守されていることを確認する体制を整備していること。		
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のすべてを満たしている、もしくは登録後1年以内に満たしていること。 ①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく滋賀県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組またはこれに準ずる取組を行っていること。 ②現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ③労働災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 ④以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 （ア）健康保険法第48条の規定による届出 （イ）厚生年金保険法第27条の規定による届出 （ウ）雇用保険法第7条の規定による届出 ⑤過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害（死傷災害）が発生していないこと。 ただし、発生があった場合でも、適切な再発防止策が講じられ、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていれば、当該基準を満たしているものとする。	「滋賀県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組またはこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組とする。 ①現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 ②リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、またはこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。	○	○
(8)コンプライアンスの確保	以下の①～⑤のいずれにも該当しないこと。 ①業務に関連して法令に違反し、	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員もしくは個人事業主とする。	○	○

	代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。 ②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない。 ③国、都道府県または市町から入札参加資格の指名停止を受けている。 ④(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる。 ⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができないまたは森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある。 また、以下の⑥、⑦をすべて満たしていること。 ⑥民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している。 ⑦個人情報の取扱いに関する要領などを整備している。	「一般役員等」とは、法人の役員、支配人またはその支店もしくは営業所を代表する者とする。 「その他森林の経営管理を適切に行うことができないまたは森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。		
(9)常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。		○	○

(10)経理状況	以下のすべてを満たしていること。 ①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書またはこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 ②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。 ①法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）および経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。 ②個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないことまたは直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 ③これらを満たさない場合、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。	○	○
----------	--	--	---	---